様式第２号（第６条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証

　　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

（　　　年　　　月　　　日生）　　　　　（　　　年　　　月　　　日生）

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

宣誓日　　　　　　　　　　　　　　　　　交付番号

　　　　　年　　　月　　　日

大竹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、

パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

　　　年　　　月　　　日

大竹市長

（裏面）

　注意事項

〇　次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードを返還してください。

　　（１）宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

　　（２）双方が市内に住所を有しなくなったとき。

（３）宣誓者の一方が死亡したとき。

　　（４）宣誓が無効となったとき。

〇　次の場合には、宣誓は無効になります。

　　（１）宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

　　（２）宣誓書の内容に虚偽があったとき。

　　（３）宣誓者の要件に反しているとき。

　　（４）市内転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

〇　このパートナーシップ宣誓書受領証を紛失、毀損、汚損その他の事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第４号）」を提出してください。

　特記事項

　○　通称名を使用している場合、再交付を受けている場合に等について、戸籍上の氏名、再交

付年月日等を記載します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 戸籍上の  氏　名 | 通称名（　　　　　　　　　　） | 通称名（　　　　　　　　　　） |
| 再交付日 |  |  |
| その他 |  |  |

　受領証の提示を受けられた方へ

　大竹市では、だれもがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、共に支え合う豊かな市民社会の実現に向けて、本制度を実施しています。

　本制度は、法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

　また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

１　パートナーシップとは

　　お互いを人生のパートナーとし、日病の生活において相互に協力し合うことを約した関係。

２　受領証について

　　この受領証は、「大竹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に定める要件を満たすものとして認められる２人の者が、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った場合に交付されます。